

中央防災会議 防災対策推進検討会議  
南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ  
第14回議事録

内閣府政策統括官（防災担当）

中央防災会議 防災対策推進検討会議  
南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ  
第14回議事次第

日 時：平成25年3月12日（木）10:00～12:09

場 所：中央合同庁舎5号館 防災A会議室

1. 開 会

2. 議 事

- ・南海トラフ巨大地震の被害想定（第二次報告）について
- ・南海トラフ巨大地震対策（最終報告）について
- ・その他

3. 閉 会

## 開 会

○藤山（事務局） それでは、定刻となりましたので、ただいまから「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」第14回会合を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙の中、御出席いただきまことにありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は尾崎委員の代理として高知県理事の桑名様、亀井委員の代理として株式会社ゼボン&アイホールディングス総務部グループ渉外シニアオフィサーの成田様にそれぞれ御出席いただいております。

また、南海トラフ沿いの大規模地震の予測可能性に関する調査部会の山岡座長にも御出席をいただいております。

今村委員、田中里沙委員は御都合により御欠席でございます。

まず初めに、お手元にお配りしております資料について確認をさせていただきます。

議事次第、座席表、委員名簿、次回開催予定。

非公開資料1-1、1-2、非公開資料2-1、2-2、2-3、非公開資料3、非公開資料4がございます。

なお、資料につきましては委員の皆様方のみお配りしております。

まず議事に入ります前に議事概要、議事録及び配付資料の公開について確認をさせていただきます。

議事概要は速やかに作成し、各委員に御確認いただいた後、発言者名を伏せて公表することとし、議事録につきましては本ワーキンググループ終了後1年を経過した後、発言者名を伏せて公表することとしております。

なお、本日は会議終了後の記者ブリーフィングは行いません。

以降の進行を河田主査にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○河田主査 皆さんおはようございます。

議事に入る前に1点、御連絡いたします。

本日は、会議後半の南海トラフ巨大地震の被害想定第二次報告の議事については、既に事務局から御連絡しておりますが、委員及び事務局以外の皆様には申しわけありませんが、御退室いただきたいと思いますので、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

それでは、議事に入りたいと思います。

○藤山（事務局） 報道関係の方はここで御退室をお願いいたします。

（報道関係者退室）

## 資料説明

○藤山（事務局） それでは、今日の一つ目の議題でございますけれども、南海トラフ巨

大地震対策のこのワーキングの最終報告について、まず前半で御議論いただきたいと思っております。

お手元の非公開資料1-1、1-2を御用意ください。

非公開資料1-2に前回2月26日以降、御意見をいただいたものを赤字でプラスアルファといいますか、赤字で修正箇所を示しております。

非公開資料1-1は、同じ黒い色で溶け込ませた形のものでございます。

今日は説明を分かりやすくするために、非公開資料1-2を使って、簡単でございますけれども、最初20～30分時間をいただいて御説明をしたいと思います。お手元に非公開資料1-2を御用意ください。

1枚めくっていただきますと目次がございます。非常に大量になっておりますので、説明は途中から見出しだけ読んでいくような形になるかもしれませんが、御容赦ください。

もう一枚めくっていただきますと「I はじめに」でございます。南海トラフ沿いで発生する大規模地震についての経緯等が書いてございますが、一番下のパラグラフ「そして」のところをごらんください。最大クラスの巨大地震については、その発生頻度は極めて低いものであるが、発生すれば甚大な被害をもたらす、被災地域だけでなく人的損失や国内生産・消費活動、日本経済のリスクの高まりを通じて、影響は我が国全体に及ぶ可能性があり、行政、企業、地域、住民等、個々の果たすべき役割を踏まえつつ、当該地震への対策にも万全を期す必要があるという記載をしております。

「命を守る」ことを基本原則として、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、住民避難を中心に住民一人一人の迅速かつ主体的な避難行動がとれるよう、自助、共助の取組を強化し、支援していく必要があります、海岸堤防等のハード対策や確実な情報伝達等のソフト対策は、全て素早い避難の確保を後押しする対策として位置づけ、避難施設、防災施設、土地利用等を組み合わせた総合的な津波対策を検討することが不可欠である。

また、被災地域以外への影響も大きいことから、企業の事業継続の取組や家庭での備蓄の促進等、被災地域以外でも取組を進め、海外からの観光客やビジネスパーソン等の来訪者への対策や、諸外国との協力を一層深めることなどによって、日本経済の信頼を揺るぎないものにすることが必要である。

南海トラフ巨大地震による被害は超広域にわたることから、被災地域外からの広域支援を適切に行うことが困難となるおそれがある。また、復興までの期間が長期化し、グローバル社会から信頼を失い、他国からの競争から立ち遅れ、元の状態に戻れないという不可逆的な被害を受けるおそれがある。

このような事態を招かないようにするためには予防対策、応急対策、復旧・復興対策において事前の備えを進めることが必要であり、その重要性を喚起していくことが必要であるという文章を加えております。

4ページ「IV 対策の基本的方向」で、中段に南海トラフ巨大地震の特徴ということで、

広域にわたる強い揺れ等を列挙しております。

5 ページから 8 ページまで、広域にわたる甚大な被害への対応ということで、基本的な対策の方向について書いております。

一つ目が超広域にわたる甚大な被害への対応。

6 ページ目にいきまして、二つ目が国内外への重大影響の回避・低減です。例えば 2. ですと、このためのパラグラフになりますけれども、業務や事業の継続性を確保し、資産や金利の大幅な変動等による国内外の重大影響を回避・低減することは、国際社会の一員として我が国が果たすべき重要な責務であり、そのための十分な予防・応急対策を講じることが必要であるという文章を入れております。

3. は相互連携による災害対応力の強化ということですが、二つ目のパラグラフ 2 行目から、国と地域との連携を強化するとともに、都道府県間の広域的な連携体制を確立する必要がある。また、行政による公助だけでは限界があり、企業、地域、住民を初めとする社会のあらゆる構成員が、自助・共助の観点から相互に協働し総力を挙げて対処する必要がある。

4. 防災情報の共有化でございます。各構成員の情報を有機的に連携させ、明確な戦略を持って確実に防災情報の共有化を図ることが必要である。

5. 地震発生時の時間差を考慮した防災対策。危険な建築物への立ち入り規制や、住宅等の危険度判定を早急を実施するなど、二次災害の防止に関する計画を策定する必要がある。

6. 複合災害を考慮した防災対策。南海トラフ巨大地震と他の災害とが複合的に発生する可能性を考慮して、人的・物的被害を軽減するための対策についてあらかじめ検討しておく必要がある。

7. はその他特徴的な被害事象への対応ということで、ここでは一番上の段で大規模な地下街、高層ビル、ターミナル駅等。二つ目のパラグラフで広大なゼロメートル地帯が分布している等との記載。7 ページの下の段ですが、紀伊半島や四国地方の南部沿岸など、急峻な地形に存在する集落では、地震時に孤立する可能性が高い集落が多数分布するなどの記載をしております。

8 ページ、8. 対策の効果的推進。国、地方公共団体による対策推進組織での連携、対策推進計画の策定、支援措置の検討、法的枠組みの検討等の新たな枠組みで対応していく必要があるという記載をしております。

9 ページ目以降が、具体的に実施すべき対策について記載しております。

9 ページ目からが予防対策をしばらく続きますけれども、その中で津波防災。この津波防災対策につきましても、中間報告の文章に各省庁がその後いろいろな検討を加えているもの、あるいはいろんな委員会で述べられているものが修正等で意見が出ておりますので、その部分が赤字で修正、追加されているとだけいただければ結構かと思っております。

津波防災につきましても、その骨格となるところは中間報告に記載しておりますので、今回は説明を省略させていただきたいと思っております。

17ページ（2）建築物の耐震化でございます。重要施設や津波避難ビル、不特定かつ多数の者が利用する一定規模以上の特定建築物等においては、例えば震度6強以上の揺れに対しても十分な安全性を確保できるよう、耐震性に余裕を持たせることも検討する必要があるという記載を加えております。

1）住宅その他建築物の耐震化の促進。

18ページ、2）耐震化を促進するための環境整備。これにつきましては住みながら耐震改修ができる手法や、安価で効果のある耐震改修手法などの開発を記載しております。

3）は公共施設等の耐震化の促進。

4）はエレベータ内の閉じ込め防止技術の導入促進。

5）は専門家・事業者の育成を書いております。

これ以降はしばらくずっと表題の御紹介くらいになってしまいますけれども、19ページ目が6）家具等の固定、ガラスの飛散防止。ここでは赤字の修正のところですが、特に長周期地震動の揺れの影響が大きいと想定される高層ビルにおいて、対策を促進する必要があるという文章を加えております。

（3）は火災対策でございます。

その後、小項目といたしまして出火防止対策。例えばこの中では地震時の通電の自動遮断機能を有効に活用した火災対策等々を書いております。

20ページ、初期消火対策。

3）木造住宅密集市街地等における延焼被害軽減対策。

4）避難体制の整備を書いております。

21ページは（4）屋外における安全確保対策ということで、表題だけで申しわけございません。1）地域の危険情報の開示。2）交通施設の安全確保。3）土砂災害・地盤災害対策。4）屋外転倒物・落下物の発生防止対策。

（5）といたしまして、人的被害を軽減するその他の対策。

（6）ライフライン・インフラの確保対策でございます。

23ページ、1）ライフラインの確保対策のところでございますが、ライフライン事業者は特に人命にかかわる重要施設への供給ラインの安定化に係る対策等を進める必要があると記載しております。

2）情報インフラの確保対策。5行目、赤字の国、地方公共団体のところですが、電気通信事業者及び施設の管理者は、多重化や衛星の活用を図るとともに、停電時の非常用発電設備の整備や、燃料の確保等を図る必要があるという文章を入れております。

24ページ、3）交通施設の確保対策。交通施設が被災した場合でも、他ルートへの迂回、他の交通モードへの転換が可能となるように、交通施設の代替性や異なる交通モード間の相互アクセス性の向上を図る必要がある等の文章を入れております。

（7）長周期地震対策、液状化対策のところですが、高層建築物や石油コンビナート施設、長大橋など多数の長大構造物が存在する。このような構造物は固有周期が長く、

長周期地震動により共振し、被害を受けるおそれがある。このため、及ぼす影響について専門的な検討を引き続き進める必要があるという記載にしております。

25ページ（8）国、地方公共団体の業務継続性の確保というところで、国、地方公共団体は、災害時において優先的に実施すべき業務を整理するとともに、これらの業務に必要な人員や資機材を明らかにし、業務継続計画を策定することにより、業務継続性を確保する必要があるという文章を加えております。

そのほかに（9）時間差発生を考慮した防災対策がございます。

25ページの一番下の段「1-2. 災害応急対策」。これは本来、改ページして全く違う説明でありますけれども、ここからは災害応急対策。今まで御説明したものは予防対策となります。

26ページ（1）災害対策本部の速やかな設置。

（2）救助・救命対策ということで、国、地方公共団体等は建設機械を保有する民間事業者を含め、救助・救命のための要員の確保・育成や、必要資機材の配備など体制の充実に図る必要があるということを書いております。

27ページ（3）消火活動等につきましては、1）消防力の充実・向上、2）避難体制の確立。

28ページは（4）交通規制対策、交通路の応急復旧等でございます。道路渋滞等が発生し、消火活動や救助・救急活動等の妨げとなる可能性がある。このため、都道府県警は被災地域内における円滑な災害応急対策活動の実現に資するよう、緊急交通路の指定等、迅速かつ的確な交通規制が可能になるように、範囲や方法等を検討する必要があるという文章を入れております。

（5）緊急輸送・搬送対策。全国的視野に立って優先度を設けた配分計画を事前に作成する必要がある。その際、実際の地震の規模や影響範囲は様々なケースが考えられることから、これらに対応できるよう複数の計画を作成することが必要である。小売店やコンビニエンスストア等の早期営業再開のための輸送車両については、関係機関で計画を作成しておく必要があるという文章を加えております。

2）緊急輸送・搬送活動調整機能の強化。これにつきましては効果的な広域オペレーションを実施するため、各府県の広域防災拠点、搬送拠点等をネットワーク化し明確にする必要があるということ。さらに、国、地方公共団体が備蓄物質や応援物質等に関する情報管理の仕組みを整備することにより、物流の円滑化を図る必要があると書かれております。

（6）食料・水、生活必需品等の物質の調達でございますが、30ページにいきまして、緊急支援物資だけでは供給が不足する場合を想定すると、被災地域における商業施設の流通の維持や、早期回復を図ることが不可欠であり、事業継続計画の策定など個々の事業者等が対策を進めるとともに、サプライチェーン全体として物流の寸断を防ぐため、関係事業者等の連携を促進することが必要であるという文章が加わっております。

（7）燃料の把握・確保でございますけれども、これにつきましては石油製品の供給拠

点となる各地の製油所や油槽所の地震や液状化に対する耐性を強化することにより、安定供給機能を確保するとともに、石油製品の備蓄を充実させる必要がある。

各石油会社が共同で石油供給を行うために定めた「災害時石油供給連携計画」に基づく実施訓練や、訓練結果を踏まえた計画の見直しを不断に行い、より確実な石油供給に努めることが必要であるという文章を加えております。

31ページ（8）保健衛生・防疫対策でございます。国の協力のもと、不足が想定される感染症専門医を確保する必要がある。地震時には生活環境の悪化やストレスなどによる関連死が生じる可能性がある。また、PTSD等の言葉が書かれておりますが、医師・看護師・保健師等のチームによる個別訪問や、身近な場所での巡回相談により、震災後の被災者の心身のケア体制の充実・向上を図る必要があるという文章を入れております。

（9）遺体処理対策。

（10）治安の維持。

32ページにいきまして（11）多様な空間の効果的利用の実現。被災時には非常にスペースが必要になるわけですが、あらかじめ利用可能な空地や民間倉庫、公園等の多様な空間の利用につき、オープンスペースの利用体制を整備する必要があるという文章を入れております。

（12）マスメディアとの連携。これにつきましては、マスメディアを通じた正確で分かりやすい情報の提供が重要である。行政機関等は災害発生時のマスメディア対応の窓口や庁内の情報収集体制について云々ということで、しっかりとした事前準備が必要であるということを書いております。

「1-3. 復旧・復興対策」ということで、ここも本来ならば改ページして、全く違うステージの文章が入ってくることとなります。

33ページ（1）災害廃棄物の処理対策として、災害発生時には災害規模に応じた災害廃棄物処理実行計画を策定する必要がある。

（2）ライフライン・インフラ等の復旧対策。

（3）復興に向けた総合的な検討。これにつきましては小項目といたしまして1）円滑かつ迅速な復興計画実現のための事前準備。2）発災後の計画実現方法。3）被災者等の生活再建等の支援を掲げております。

「1-4. 避難者、帰宅困難者への対応」。ここも本来なら改ページをして書くようなところでございます。避難所及び応急住宅の不足や路上における混雑による混乱の発生が懸念されるということで、広域で大きな被害の場合はこのような不足が予測されることを書いております。

35ページ（1）避難者及び帰宅困難者に係る対策の前提となる施策ということで、そもそも住宅・建築物の耐震化、不燃化等によって避難者、帰宅困難者を減らす努力が必要であるということ。

2）災害時要援護者に対する支援といたしまして、体制の整備あるいは福祉避難所の整



備等について述べております。

36ページ（2）避難者及び応急住宅需要への対応ということで、1）避難所への避難者数の提言に係る対策。2）避難所不足に係る対策。

37ページ、3）避難所運営に係る対策。これにつきましては避難所運営そのものを地方公共団体職員が主体的にかかわることは困難である。このため、自主防災組織等が地域住民との協力を得て避難所を運営する体制を構築しという文章を加えております。

4）避難者が必要とする情報の提供に係る対策。

5）応急住宅提供に係る対策。

38ページ目以降が帰宅困難者への対応を書いております。これらにつきましては説明を省略させていただきたいと思っております。

39ページ「2. 国内外への重大影響の回避・低減」ということで、項目といたしまして（1）基幹交通網の確保、（2）民間企業の事業継続性の確保。

41ページ「3. 相互連携による災害対応力の強化」ということで、ここからはそれぞれの連携について述べておりますけれども、まず「3-1. 南海トラフ巨大地震の対象地域における広域連携体制の確立」ということで、（1）として広域連携のための仕組みの整備でございます。

42ページ（2）相互連携のための交通基盤確保。

（3）海外からの支援の受け入れ。

43ページ「3-2. 行政・企業・地域・住民間の連携」（1）として地域防災力の向上ということで1行目ですけれども、頻度が比較的高い場合でも人の一生のスパンを超えるような頻度で発生すること。これはすなわち防災意識のキープが重要なわけですが、防災意識を高める必要があるということをここで述べております。このため、地方公共団体は平常時からの地域コミュニティの再生を図るとともに、地域での連携、防災力の向上が必要であると述べられております。

44ページ（2）防災教育の充実・向上。

（3）ボランティアとの連携。

（4）企業による社会貢献を載せております。

45ページ、防災情報の共有化ということで、ここにつきましては46ページ（1）として平常時における防災情報の共有化。

（2）発災時における防災情報の共有化ということで、国、地方公共団体等はリアルタイムのヘリコプター画像、空中写真画像、人工衛星画像等の俯瞰的な画像データや、関係機関、マスメディア、インターネット等からの情報を効果的に組み合わせて、被災直後の情報を収集する体制を充実させる必要があるという文章を入れております。

47ページ「5. 地震発生時の時間差を考慮した防災対策」。これにつきましては48ページに（1）時間差発生を考慮した対応方針の明確化。

49ページ（2）応急危険度判定の迅速化等を述べております。

50ページ「6. 複合災害を考慮した防災対策」ということで（1）緊急点検・緊急復旧の実施、（2）避難勧告・指示等の発令、（3）避難場所、避難路等の周知徹底、（4）対策本部の体制の調整。

「7. その他特徴的な被害事象への対応」。これは一番最初に御説明したところでございます。

51ページ（2）ゼロメートル地帯の安全確保。

52ページ（3）石油コンビナート地帯及び周辺の安全確保。

（4）孤立可能性の高い集落への対応等を述べております。

54ページ（5）農業、漁業等の地場産業被害の防止及び軽減ということで、1）農業被害の中では農業施設の耐震化の対策、地すべり対策、塩害対策等を述べております。

2）港湾・漁港における地震・津波対策等を述べております。

55ページ、余り普段述べられておりませんが、（6）文化財の防災対策について述べております。

1）所有者等による対策の促進。

2）文化財と地域を一体として守る対策の促進。

3）地域ぐるみの取組として、文化財と地域を守る対策の推進を掲げております。

57ページ「VI. 対策の効果的推進」でございますけれども、幅広い連携による地震・津波対策の推進として、（1）南海トラフ巨大地震対策の推進組織については中間報告でも述べておりますけれども、南海トラフ巨大地震対策協議会について。

（2）は地震対策を推進する計画の策定でございますが、これはこの後、このワーキングで報告いただいた後、対策大綱あるいは地震防災戦略の策定の流れをここで掲げております。

58ページ（3）対策促進のための支援措置等ということで、これらについては保険制度の普及あるいは地域住民等による民間の災害関連保険の活用、広範な民間資金の活用等についても、あわせて検討していく必要があると書いております。

（4）南海トラフ巨大地震対策の法的枠組みを書いております。

「2. 地域防災力等の評価と公表」。

「3. 地震防災に関する調査研究の推進と成果の防災対策への活用」として、（1）総合的な調査・研究の推進。

59ページ（2）地震発生予測も含めた調査研究の推進。

（3）海底地震・津波観測網の整備推進。

（4）津波警報の改善等。これにつきましては既に3月7日に気象庁さんより改善がされておりますので、それをしっかりと運用していく必要があるという書き方にしております。

「4. 実践的な防災訓練の実施と対策への反映」ということで（1）防災訓練の強化、（2）地方公共団体における防災部局職員等の育成。

61ページ「5. 自助・共助の促進」ということで、行政による公助だけでは限界があり、社会のあらゆる構成員が相互に連携しながら、総力をあげて対処していく必要があるという文章を掲げております。

62ページ目以降が「Ⅶ. 今後検討すべき主な課題」ということで「1. 南海トラフ巨大地震の発生確率」についてでございます。

この地震・津波は、防災・減災対策を検討するため「命を守ること」を主眼として設定したものであるが、その発生頻度がどの程度のものであるかを明らかにすることは行政、企業、地域及び個人が、それぞれの具体的な防災・減災対策を検討する上で極めて重要であるということで、この調査研究を早急に実施する必要があるという文章にしております。

「2. 予測可能性と連動可能性」でございます。南海トラフ沿いの大規模地震の予測可能性に関する調査部会を設置し、南海トラフの巨大地震の規模及び発生時期の予測可能性や、同領域で発生する地震の連動可能性に関する科学的知見を収集・整理したということで、同部会の報告のポイントをここに掲げております。

地震の規模や発生時期の予測の可能性のところでは、地震の規模や発生時期の予測は不確実性を伴い、地震の発生時期等を確度高く予測することは一般的に困難である。

ゆっくりすべりが拡大しているなど、プレート間の固着状態に普段と異なる変化が観測されている時期には、不確実ではあるが、地震が発生する危険性が普段より高まっている状態にあるとみなすことができるということでございます。

以上のことから分かりますとおり、現在の科学的知見からは確度の高い地震の予測は難しい。ただし、ゆっくりすべり等プレート間の固着の変化を示唆する現象が発生している場合、ある程度規模が大きければ検知する技術はある。検知された場合には不確実ではあるものの、地震発生の可能性が相対的に高まっているとは言えるであろうという文章を書いております。

なお、これらにつきまして地震予測は地震・津波から人命を救う上で重要な技術であり、今後とも研究を進める必要がある。今後の調査研究のあり方及び観測のあり方について検討を進めるとともに、それらを踏まえて中長期的な対応を含めた新たな防災対策のあり方を議論すべきであるという文章を掲げております。

「3. 長周期地震動への対応」ということで、これまでも種々の推計手法が提案されているが、東北地方太平洋沖地震の発生に至るまで観測データが少なく、その推計手法が確立されている状況とは言えないということで、引き続き基礎的研究を進める必要があるという書き方にしております。

「4. 火災をはじめとした被害想定手法」ということで、64ページの上でございますが、想定手法は必ずしも確立されたものではなく、地震が発生した際の被害データが十分に把握できていない分野もあり、被害想定精度にはばらつきがある。特に火災に関しては地震時に発生する大規模火災に関するデータが限られていることもあり、津波火災の想定等も含めて検討すべき課題が山積しているということで、火災に関する検討を早急に実施す

る必要がある。

経済的な被害につきましても、二次被害まで含めた被害想定手法を検討し、あわせて経済への影響を極力小さくする具体的な対策についても、幅広く研究する必要があるという文章を述べております。

長くなりましたけれども、以上、ポイントだけ御紹介させていただきました。御意見をいただければと思います。

## **審 議**

○ありがとうございます。

約50分ほど用意してございますので、焦らずに御指摘をいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。どなたからでも結構です。

○短い時間に非常にまとめていただき、本当にありがとうございます。

私自身拝見させていただいたのですが、余り全体が見えていなかったなと痛感しております。実はレベル1、レベル2というふうに二つに分けて考えるということがあったのですが、この報告書を拝見していると、そのレベル1とレベル2の二つに対する考え方が余り明確に見えていないというふうに感じました。特にレベル1、レベル2って何なのという、そもそもが物すごく細かいところに出ているだけで、まず冒頭にレベル1とレベル2の二つに分けて考えたということと、基本的な方向性のところで特に痛感したのですが、対策の方向性として何が何でも全てレベル2でいくのか、そうではなくてレベル1とレベル2をどういうふうな考え方で組み合わせていくのかというところが、必ずしも基本的な方向性のところで見えていないと感じています。

このままですと、読む方が読むと全部レベル2で頑張るのねみたいな感じがしてしまうので、4ページの基本的方向性というところで例えば二つの考え方があって、どういう部分に対してはレベル2でやるけれども、いろいろなもろもろの問題から、こういうことに関してはレベル1プラスハードではレベル1だけでも、ほかにソフト的な対策でうまく減災という考え方に持っていくというような考え方を示さないと、方向性としてとにかく大変なことが起こるんだみたいな感じになってしまうので、基本的な方向性のところでそこを入れていただければというふうにすごく痛感しましたので、ぜひ御検討いただきたいということです。

報告書として対策ということなので、実際に起こったことに対して何かそれを抑えていくというスタンスになっているのですが、ただ、本当に起こってしまった場合に、その後、復興までに復旧までを考えているのか。あるいは復興までの長い視野を考えているのかというところが余りよく分からなかったもので、復旧であれば復旧と言っていただいて、その後の復興に関してはこの後いろいろな対策なりとか委員会が開かれるのであれば、そちらに委ねるという形が必要ではないかと思いました。特に復興ということを見ると、最も

重要なのは金融的支援なのですが、金融に関する記述が地震保険ぐらいしか書いていないので、復興なのか復旧までなのかということもまず明確にしたほうがいいのかなど。

以上、2点です。

○ありがとうございます。

前者の御指摘のレベル1、レベル2については、実は今、東日本大震災の被災地で堤防の高さをどうするかということと、まちづくりというのが非常に混乱しているといいますが、これはもちろん住民側での理解も問題があるのですが、実は進める行政側でも問題が出ているという認識をしています。特に府県レベルの現場の土木技術者がまちづくりをやるときに、堤防の位置づけというのがきちんと理解していない。つくり方は大学で習うのですが、まちづくりは大学で習いませんので、そのあたりがとても貧弱な発想になっていきますので、少しここは書き加えていただいていた方がいいかなと。前の委員会といいますか、検討部会でもレベル1、レベル2の議論をかなりしておりますので、重なってもいいと思うのですが、やっていただけたらと思います。

二つ目の御指摘もそのとおりでございますので、よろしく願いいたします。

それ以外にいかがでございますか。●●委員、どうぞ。

○今、復旧・復興のことについて御意見があったところで、それに対して私が思ったところを一つまず最初ということなのですけれども、復興というのは多分、過去の災害の経験から●●委員がおっしゃるように経済の復興、町、都市の復興、それから生活の復興という、三つのターゲットは割と皆さんの共通の理解のところだと思いますので、せめてその三つがあるんだということを書いていただいて、そこからどこまで書き込むかということについては、この報告書のスコープに沿ってお書きいただければと思うところがございます。

私が一番気になっているところが58ページ(4)法的枠組み等なのですが、これの赤で書いてある5行ぐらいのところの位置づけがよく分からないのですが、何かこういうふうな文言になった理由があれば教えていただきたいところでもあります。

というのは、前の防災対策連絡推進会議の議論だったと思うのですが、地域全体として統一的、実効的などと言うと、何となくこれはきっと海岸線をイメージしたような記述なのかなと思うのですが、ある程度南海トラフの被害想定に合わせてある程度地域を区分けして、協議会のような体制で対策を考えるんだという文言もあったような気もして、そのあたりの位置関係などを今日でなくてもいいのですけれども、教えていただければと。ここだけすごく、私の感じでは取ってつけたような感じがしてよく分かりませんというところを申し上げたかったところです。

細かいことで何点かなのですけれども、マスメディアとの連携というのが出てきます。ソーシャルメディア等の安否確認であるとか、情報発信というのが出てくるのですが、マスメディアの方々との連携でソーシャルメディアとかTwitterなどについては、連携というところには入らなくていいのかどうかの議論は全然していないので、そのあたりはよいの

でしょうかというところが一つ。

要援護者に関心のある私としては一つだけぜひというので、60ページの赤いところで防災訓練に災害時要援護者自身も参加してくださいと書いていただいているのですけれども、要援護者自身だけが参加することは非常に難しいですので、支援組織、支援者、支援事業者も一緒になって参画していただくことで、防災の実効性が上がるのではないかと思います。

なので、繰り返しののですけれども、復興と法律のところがよく分からなかったところ。それから、マスメディアのところの主体のところと、要援護者のところということで4点申し述べさせていただきます。

○ありがとうございます。

私からも、全体的に書かれているのですけれども、抜けているところがあるのではないかとということで、例えば避難は原則徒歩だということはいいのですが、と言っても車避難ということが大変大きな課題になっていて、昨年12月7日の余震の場合でも随分大きな車渋滞が起こったわけで、実は2年前の東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震津波対策に関する専門調査会は、実は警察庁の課長に出席していただいていたのですが、例えばこの山道へ逃げるときに今は何の標識もないので、すぐに先頭の車が止まってしまうとたくさんの車が避難できないという問題があるということで、何らかの道路交通標識をつくって、津波の避難勧告とか出ているときにはここから先何キロまで止まるなという標識を用意してはどうかという議論をやったのですが、それは考慮するという事だったのですけれども、この報告書は警察庁にも行っているのですか。

○はい。

○ということは、担当者が変わってボツになっている可能性があるのですが、そのあたりと、やはり車避難となると少なくとも地域でルールをつくっていただきたい。これは行政が用意すると必ず守らない人が出てきて結局だめになりますので、地域コミュニティとか自主防災組織で基本的にルールをつくって、守るということを書いてもいいのではないかと思います。

備蓄については、量についてはほとんど記述がないのですが、やはり阪神大震災の後の3日我慢すれば4日から入るといふうなものはだめだと。もっと備蓄をふやさなければいけないという、具体的にどこまで書くかなのですが、これは首都直下でも議論いただいていると思いますので、その辺はもっと備蓄を、特に家庭内備蓄を増やすようにということを書いていくべきだろうと思います。

順不同ですけれども、南海トラフ巨大地震が起こったときにきちんとデータをとらなければいけないので、今回、東日本大震災では8か所の検潮所が全部つぶれてしまって、津波の記録が全くとれなかったということがある。ですから観測施設の耐災化というか、地震計を設置してある建物がつぶれるなんてことが起こるわけですから、そういうものをきちんととれるような、特に津波が非常に大きなものが来ますと通常のいわゆる検知システ

ムでは全部やられてしまうという問題が今ありますので、その辺の観測施設の耐災化というものを書いておくべきだろうと思います。

それから、道路のネットワークという記述はあるのですが、やはり高速道路のミッシングのことはきちんと書いておくべきだろう。特に紀伊半島あるいは四国南部の高速道路がまだつながっていないというのは、ネットワーク上とても重大な問題だと思しますので、書くべきだろう。

地震保険の充実といいますか、今回1兆2,300億出て、阪神大震災は780億ですから、そういう意味では住宅の再建というのが阪神大震災ほど非常に大きな問題なのですが、やはり地震保険がかなりカバーしているということがあるので、これも国としては地震保険の見直しをやるということで進んでいると聞いておりますけれども、ここでも地震保険に加入することは書いておいてもいいのではないかと思います。

先ほど●●委員がソーシャルな情報をどうするのかということで、先般ワシントンとニューヨークにハリケーン「サンディ」の調査に行ったのですが、アメリカのNational Weather ServiceはいわゆるTwitterの記録をきちんと使うようなスキームをつくりつつあります。ですから例えば竜巻なんか発生したときに、竜巻注意報は気象庁は出すのですが、今、発生しているぞという報告は多分Twitterあたりのほうが早く出てくるだろう。だからそういうことを開発していただかなければいけないので、その窓口が今、気象庁にはない状態ですので、ソーシャルな情報を活用するようなスキームを、これから被害の程度によってはそういう現場からの情報がとても重要で、早いということが起こり得るので、その辺も書いてもいいのではないかと。

最後に、住宅の耐震化と書いてあるのですが、これは国交省が門戸を非常に閉ざしているのでそう簡単には突破できないと思うのですが、家全体と、もう一つ、よく使う部屋、各部屋単位でも耐震化ができるような道が開かれないかどうか。そういう検討を進めるべきだというぐらいいは書いてもいいだろうなと思うのです。

今、全国の耐震化は79%ですが、これは建て替えと新築で進んでいるので、高齢者が住んでいる古い住宅は全然耐震化が行われていないという、だから切り捨てるような状態になっているということなのです。そういう政策はまずいと思うのです。放っておいても耐震化は上がるから放っておくというのはまずいので、各家で一番使っている部屋から耐震化できるようなスキームを、ぜひここはやはり国土強靱化計画の中で、社会インフラだけではなくて住宅の耐震化をもっとやらなければいけない。

私どもが最近修士論文で研究した結果なのですが、阪神・淡路大震災1,900日を解析したところ、クリティカルパスといって一番対応を遅らせたのは住宅の全壊、倒壊だということが分かってきました。ですからこの1,900日を短くするのに一番効果があるのが住宅の全壊、倒壊を少なくするというのが一番だと分かってまいりましたので、特に大災害でそういう住宅の被害を減らす。それは直ちに人命に関係することですので、その辺は少し書き込んでもいいのではないかと。具体的に政策に展開することは難しいかもしれませんが

が、これまでのように1棟全体しかできないというものは、少し見直したほうがいいのではないかと思いました。

以上です。

○一つ、まず最初に立場上申し上げなければならないこと、あともう一つはお願いをしたいということでもあります。

まず最初に要援護者関係の計画との整合の話から見ますと、16ページでございます。これは細かいところなのですが、下から7行目のところに「また、高齢者、乳幼児、障害者等については、非浸水地域への速やかな避難が困難であるため」という記載があるのですが、これは「障害者等の中には」と少し限定をしていただければと思います。やはり災害時要援護者の対象範囲が全てになると、自治体としては厳しくなって、御高齢の方でも避難できる方もいればということなので、それが一つあります。

同じように36ページ。これはii)の福祉避難所の整備というところになります。要援護者の委員会でもかなり指摘をされたのは、福祉避難所に対する広域応援体制をつくらないともたないということです。これはやはり相当専門的な知識、マインドを必要とする人たちをどう全国的に動員するのかということを確認しておかないともたないということで、実は後のほうでも広域応援の話が出てくるのですが、ややそちらは復興要員とかのほうが強いのので、ここで記載をしていただければと思います。

その1行上に、必要に応じて一般の避難所を福祉避難所として機能させるための体制づくりという表現がありますが、これは後で要援護者の担当の方に見ていただければと思いますけれども、ガイドライン上は福祉スペースという表現を使っていたような気がいたします。これもかなり通常の場合よりも広く必要になってくるというのが山梨の訓練等で分かってきたところがございます。

それから、これが立場上という最後のお願いですが、7ページになります。その他特徴的な被害事象への対応ということで、3行目に死傷者やパニック等が発生するという言葉が出てきて、どうも社会学者はパニックという言葉に大変慎重になるのです。ここでは何を意味するのかというのは、もう少し厳密に記載をしておいたほうがよくて、実はこの報告書の中では後で集団転倒という言葉が1か所だけ出てくるのです。これはいわゆる群衆なだれのことをイメージしているのだと思うのですが、パニックと言うと少し広くて対策も変わってきて、群衆なだれだと物理的に集めないという非常に単純な対策になりますので、できればここはそういう集団転倒という言葉があるか、群衆なだれという言葉がある。少しテクニカルなのかもしれませんが、その辺を検討していただければと思います。

あと、お願い事項が三つほどございます。

まず23ページ、1)、2)両方とも共通の部分がございしますが、2)情報インフラ確保対策というところの第1段落の最後に「停電時の非常用発電設備の整備や燃料の確保等を図る必要がある」という記載がございします。ただ、これは停電の時間等によりますけれど



も、これが通信事業者の燃料確保の許容量を超える期間、続く危険性がある場合に、燃料の融通は必要になってまいります。これは3.11でも実は通信会社は燃料確保ができなくて、指定公共機関にもかかわらず、優先融通を受けられなかったということがございます。そういう面では1)とか2)と書くならば、指定公共機関の扱いあるいは物流を担う民間事業者もそうですが、そこに対してどう国として担保するのかということが必要ではないかという気がいたしました。

28ページ、これはなかなか難しいところなのかもしれませんが、南海トラフの場合、揺れが非常に強いのでなかなか評価が難しいのですけれども、専用道路の運用をどうするのか。逆に言いますと津波警報とともに全部専用道路からおろされてしまったために、平場にかなり車が大量に出してしまうという危険性がある。その一方で、耐震上そこにいてもらうのも危険性があるという矛盾があると思うのですが、今のように本当に専用道路で問答無用ですぐに出すということによいのかどうかということは、場所によっては御検討いただいてもよいのではないかという気がいたします。

これが最後のお願いです。30ページについては石油製品の製油所や油槽所の地震対策、停電対策というのは書いてあるのですが、やはり1978年の宮城県沖地震でも指摘され、前回の東日本でも指摘され、繰り返したのが今ですとサービスステーション。当時のガソリンスタンドの自家発の問題だったのです。

結局、供給元が動いていても、末端のところ動かなければ配れませんので、今回もSSが動いていなかったために避難所への給油が大変難しかったというところがございましたので、これはやや経産省さんとの関係もあると思いますが、SSの停電対策というのは防災対策として極めて大きいということで御検討をお願いしたい。

以上です。

○ありがとうございます。

今の御指摘で他省庁で同様な検討がなされていけばいいのですけれども、やはり南海トラフ巨大地震はここがまず先行している状況ですから、そこら辺は指摘しておくべきだと思うのです。

特に今度の南海トラフ巨大地震が起こると、石油精製品の46%がこの影響圏に入っているということで、そうすると今、実は石油精製施設の30%を全国的にカットするという動きが出ているのです。というのは遊休施設になっているのでコスト上、非常にこれは足を引っ張っているということで、その再編を経済産業省でやっていると聞いておりますが、足らなくなってしまうおそれがあるのです。例えば電力について火力発電所が要らないからと言ってなくしてしまうと、とんでもないことになるというので、これはいつでも動かせるように電力会社が準備していたからよかったですけれども、石油精製施設も遊休だからといって廃棄処分なんかしてしまったら、南海トラフが起こったら大変なことになるというのは目に見えていますので、その辺も考慮して議論しろというぐらいの内容がいいのではないかと。

それから、病院も実は心配で、中間報告で影響圏で入院している人が62万人いるということ。ということは、これまでは負傷者のトリアージというのはあったのですが、こういう病院とか老人の施設等の施設そのもののトリアージもやらざるを得ない。そういう厳しい環境にある。特に特別養護老人ホームは海の見えるところに立地しているというのはよく聞いておりますので、これは静岡も高知もそうだと思いますけれども、とても厳しい状況になっていますので、そういったところの目配りと同時に、薬の備蓄が各病院でとても少ないということも東日本大震災で露見しましたので、そういういわゆるけがをしたとかいう薬ではなくて、いわゆる普通の慢性疾患に対する薬の備蓄というか、これも心しないと道路が寸断されたら薬は届きませんので、DMATどころではありませんので、ですからその辺も書いていいのではないかという気がします。

●●委員、どうぞ。

○まず非常に細かいことですが、4ページなのですけれども、東海地震について88%というところは後ろに参考値と必ず書いておかないと、また変に利用される場合があるかなと思います。それがまず先に申し上げたいことで、その後、幾つかですが、一つ目は今、●●委員がおっしゃったとおりのことで、冗長性を持った社会であるためには、ある程度のゆとりを社会として持っている必要があるというスタンスが少し欠けているような気がします。遊休地についても空き家についても、もう既に使い終わったものについても、適切なゆとりというものを社会が持っていないと、ある規模の災害になったら対応できないので、そういったものを大事にしましょうというのが一つ目、今の●●委員の話を聞いていて感じました。

多分ここで大事なのは、57ページ以降のところがこれからにつながるのかなと思いましたが、少しだけ気がついたことを申し上げたいと思います。

一つは、連携という言葉はとてもよく出てきているのですが、その実体をどうつくるかということがとても大事なので、もう少し具体的に連携の中身を書いたほうがちゃんと実行につながるような気がします。

一つやや弱いのが府省を超えた連携という言葉が少し弱くて、国と自治体とすぐに言うてしまうのですが、国の中の各府省が連携できていないことの問題というのは、特に防災の問題は大きい気がしますので、そこを府省を超えた力の結集とか、そんな言い方をしていただけるといいと思います。

特に様々な災害にかかわる情報とか、データとか、各府省でやっている研究などが余り結びついていないので、そこが後の災害情報の有効活用というところにもつながってきますから、ぜひ書いていただければと思います。

もう一つは、各地域ごとの連携をどうつくるかで、各地が持っている総力をどう結集して災害対応をするかという視点がもう少し書けるとよくて、各地の中ですと、各地の市町村間とか都道府県間の連携という広域連携に加えて、各地の産官学民の力を結集するといった文言がもう少し表にあらわれてくるといいと思います。

それを単に連携と言うだけではなかなか進まないで、その連携を進めるための場づくりと人材の育成ということで、それをつなげて確実に実践につなげるというプロセスがもう少し丁寧に書いてあったほうがいいと思います。

先ほどデータのことを少し申し上げたのですが、特にデータの中で個人情報にかかわるデータが出ないことによって、あちこちで対策を進めるのに齟齬が生じているように思います。課税データとか地盤データとか、プライベートなものにかかわることが出てこないことで、様々な災害対応がしにくくなっていますから、人の命を守るための防災上はそういったデータについては、ある程度活用できるような方向性を検討するとか、そのぐらいは書き込んでいただけると、後は動きやすくなると思います。

最後です。一応、研究側にいるので58ページ3番の研究のところなのですが、何となく全般的にハザードの評価の研究ばかりが表に出てきていて、災害抑止のための研究とか、災害後の対応に関する研究について明示的に書かれていないというのは、少し具合が悪いかと感じました。ですから少なくとも(1)～(4)と来たところの後に(5)は入れたほうがよいと思います。そこは被害軽減と社会の災害対応力向上のための研究推進というようなことを、ぜひ入れていただけるといいと思います。

その中に、先ほど●●委員からもお話のあった家屋の耐震化技術は、安くて効果的で普及するような技術が必要だとか、液状化とか土砂災害のことに今回余り触れられていないのですが、3大都市圏がやられると特に液状化地域とか丘陵地の宅地造成地の土砂災害が相当ひどくなってくると思います。このあたりの研究は余り進んでいないので、そこは進めるほうがいいと思います。

実際にはもう少し都市計画的とかソフト的な研究になるかもしれませんが、まちづくりとか国土計画あるいは一般市民を防災行動に結びつけるための効果的な教育方法に関する研究とか、そういったようなブロックが一つ研究テーマとして入れてあったほうがよいように感じます。これは前の専門調査会のときにも出てきたと思いますが、地震調査研究のような府省連携型の研究が進むような防災版の研究推進本部というものをつくらないと、やはりここに書いても絵に描いた餅になってしまいますので、それを実際に動かしていくための仕組みをつくる必要があるということも、できればどこかで書いていただくと、それがこの(1)の総合的な調査研究の推進というところになるとは思います。できればもう少し踏み込んで書いておいていただけるといいかなと思います。

以上です。

○ありがとうございます。

どうぞ。

○意見照会がありましたことに対しましては、多くの意見を出させていただきまして、かなり取り入れていただいたことを感謝申し上げます。

先週末に追加意見としまして出した項目がございまして、これは時点的な問題かその他の理由なのか採択されておりませんので、少し意見を述べさせていただきたいと思います。

58ページ（3）対策促進のための支援措置等という項目でございます。ここで1行目に南海トラフ巨大地震対策の推進を図るためには、地方公共団体の取組が重要であるというふうに書いておりました、これは事業主体となる場合が多いわけですが、このところの記述につきましては、南海トラフ巨大地震対策を具体的に推進していくためには、地方公共団体の前に国、地方公共団体、民間とをまさに組み合わせた取組が極めて重要であり、国はそのための財政移譲、税制移譲の支援措置等を検討する必要があるという形で、強力に記述をしていただけたらと思います。

その次の段は例えばという、記述で津波対策推進に関する法律で津波避難施設あるいは避難路についての財政上・税制上の措置ということが書かれておりました、これは非常に重要なことございまして、23年度の補正予算でもありました全国防災対策費あるいは緊急防災減災事業の仕組みで非常に事業が進展しておりますので、こういったことも恒久的な措置として定めていただきたいと思います。

それに追加いたしまして、この報告書の9ページあたり、まず予防対策の一番最初に書かれていることが海岸堤防の整備ということが書かれておりますし、10ページには住居等の高台への集団移転も書かれておりますので、この海岸堤防の整備あるいは住居、要援護者施設等の高台への移転、その他いろんな対策が記述されておりますけれども、こういったことにつきましては一定の時間と費用もかかりますことから、地方公共団体等が地震、津波対策を計画的、効果的に推進するためにも、国庫補助率や地方債の元利償還金に係る交付税措置等のかさ上げと、恒久的な支援措置を規定した特別措置法を制定することが必要だと思っておりますので、そういった支援措置についても記述をしていただければと思います。

もう一点は（4）の南海トラフ巨大地震対策の法的枠組みでございます。この項目につきましては今日初めて見させていただくところでございますが、①で総合的な津波対策を推進することと書かれておりますので、この項目で全てが包含されるわけですが、もう少し先ほど述べましたような支援措置等も強力に盛り込むようなことを記述いただければと思っておりますが、このことにつきましては持ち帰りまして、後日、意見を提出させていただきたいと思っております。よろしく願いいたしたいと思っております。

○ありがとうございます。

全国防災対策推進の流用問題ですが、予算がついてからの執行には全く提案した側の意見が反映されないという仕組みになっている。今度これから1年かけて大綱を政府のほうでつくっていただくのですが、そこにどれだけこれが反映されるかということについて、これまでのように全く政府サイドだけでやってしまうというのは少し問題があるのではないかと考えているのですが、どこまでどうとは思っていませんけれども、これまでの大綱のつくり方を見ていると、全くそれをベースにした議論をしたところとは無縁な形でできてしまっているのです。

首都直下もそうですし東海地震もそうですけれども、防災戦略というのがいきなり政府

からぽっと出てくるという形になっていますので、その辺はもちろんこれは提言ですから全てが保証されるものではないということはもちろんなのですが、何かつながりを持っておかないと、このワーキングの所掌でないからということ切れてしまったらまずいのではないかという気がするのです。

ですから流用問題ほどではないと思うのですが、特に地方自治体にとってこの大綱がどういうふうにとまとめられるかというのはとても重要なことですから、その辺を今までの例にないことですので、これから大綱を政府側でつくっていただくときに、その辺のインタラクティブな進め方というか、それは必要ないということだったと思うのですけれども、その辺にこの提言がどこまで生かされるかということはとても重要なことですので、その辺のつながりをぜひお考えいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○重要な御指摘ですので、今までどうだったか知りませんが、今回のワーキンググループの提言というのは、我々がこれから25年度中と言っていますが、大綱をつくるなり地震防災戦略なり応急活動要領をつくるに当たっての提言をいただくということでやっていますので、多少我々なりの行政的な判断が入るところがあるかもしれませんが、当然、提言を反映させて大綱づくりなりをやっていくということは間違いありませんので、その点だけは。

○ありがとうございます。

○書きかえるというほどのものではないのですが、課題ということで捉えておかなければいけないということでお話させてもらうのですが、38ページ目で帰宅困難。特に支援ステーションということで3.11のときには東京圏も帰宅困難者が発生し、セブンイレブン関係はトイレなど飲料水の供給をさせてもらったということが実際あって、それは効果的だったのです。ただし、これは首都直下のときに特に大きい影響を及ぼすと思うのですけれども、ライフラインがつながっている状態だから支援センターとして活用できたのです。これが水道が止まるという一つの事象で、トイレは1回使ってそれはもう使えません。水道も出ませんということになったときに、この支援センターのあり方というものをもう一回見直ししないと、何も支援センターは名ばかりで、結果的には何の支援もできないという形になりますので、これも例えば簡易トイレを置いておくだとか、そういう被災地になった場合についての対応も必要ではないかと感じます。

以上でございます。

○ありがとうございます。

みんな水道水をもらえるということを誤解して、ペットボトルがもらえるとあって、水道水が出て受け皿がなかったら、だから空っぽのペットボトルが要るのです。そういうことも全然分かっていないのです。だからみんなステーションでペットボトルがもらえていると思っているのです。ただ水が出るだけですよと言っているだけなのですけれども、そこまで読まずに水がもらえるということで、では容器要りますよと言ったらみんなびっくりするのです。だから普通、空のペットボトルなんか持っていないですから、ということは

水道のところを手を近づけて水を飲むだけなのです。そういうことが余り伝わっていないという問題もあると思いますので、ここはやはり今おっしゃったように誤解のないように、水道管がだめになったら水は出ませんので、たちどころに水は大きな課題になるということで、慎重に書いていただいたらどうかと思います。

○いろいろ提案書を書かせていただいて、项目的な形でしか出せなかったのですけれども、かなり反映していただいて本当にありがとうございます。

もう少し気になったところを何点かお伝えしたいと思います。

36ページの先ほどの福祉避難所の整備のところなのですが、前々回のときもお話をさせていただきましたけれども、現在、既存の施設が福祉避難所という形で協定を結んでいますが、そこ自体が本当に自分たちの見ないといけない、そこにいらっしゃる方々の支援及びプラスアルファとして福祉避難所として近隣の人を受け入れられるかということで、自分のところの避難所というのがどういうものかということで、BCPを作成してほしいという旨のことをお話させていただいたと思うのですが、指定をされているところは自分たちのところできちんと作成をするべきだということも入れていただけると、非常にありがたいなと思います。

37ページの避難所運営にかかわる対策。もちろん被災された方々自身で避難所を運営しないといけないということは非常に大切なことで、今まで地域でなかなか考えられていなかったことがこういうふうに書かれているということは非常にありがたいのですが、もう一つ、避難所というのは地域の自治体がそこで管理する場所であるのですけれども、地域住民だけではノウハウを持っていらっしゃらない方がいらっしゃるときには、東日本のときもお願いをして、ノウハウのあるボランティアが入っていて、地域の運営の支援をしたということがあります。ですので、そういうような方々が入っていて、避難所運営にかかわることもできるということも一つ入れていただくと、地域住民だけではなくて、やはりノウハウのある方々のほうがよろしいと思いますので、できればそういうこともこの中に少し入れていただければありがたいなと思います。

もう一点、44ページのボランティアとの連携です。災害が起こりますと災害ボランティアセンターというものを立ち上げて、被災地や被災者の支援をするのですが、社会福祉協議会がやらないといけない一つの理由は、ここに書かれてあるのはどちらかと言うと目の前にあるような片づけとか、一時的な支援になるのですが、長期的に復興のところまでいきますと、昨年7月に起こりました大分県内の豪雨災害の中の聞きとり調査なんかをしますと、住民は目の前にあるものなどは片付けられたりとかして復興しているようにあるのですが、隣の人がいなくなったりとかする。人と人とのつながりがなくなって不安になっているとか、いろんな問題があって、そこを支える人というもの。そこら辺をきちんと連携していくことはとても大切になると思うのです。

ですので、このボランティアの連携のところの中身に、少しどちらかと言うとソーシャルな部分のネットワークみたいなものがきちんと当初から必要であるというものが書き込

まれてあると、非常に私としてはありがたいかなど。そして、長期的な支援活動が物すごく大切になるので、そこを担う地域の方々と一緒に長期的な支援をすることが、ここにあるのがいいのか、それとも別立てでボランティアという言い方でいいのか、そこら辺は私のほうは分からないので、そういう精神的なものとか全ての生活を支えるようなところの支援というものが何かここには足りないような気がしますので、その辺を書き込みしていただくと非常にありがたいなと思います。

以上です。

○ありがとうございます。 ●●委員、どうぞ。

○全体を通じて、原子力発電所に関する記載が余りないような感じがするのですが、稼働問題は別といたしまして、それが安全なのか、それとも何か対策をする必要があるのかを含めて、どこかに書き込んだほうがよろしいのではないかという感じがいたしました。

○ありがとうございます。

事務局いかがですか。原発の問題はありますので、全く触れないというわけにはいかないと思うのですが。

○今日の後段の被害想定的前提として、実はあっさり1行書いてあるのは電力のところ、震度6弱以上の地震が発生したところでは、原子力発電所は点検のために停止をするということ的前提として考えるという一文を入れているのですが、御指摘のとおりこの報告書の中には、南海トラフ巨大地震を想定したときに原発をどのように考えるかということについては全く触れてはおりませんが、これは事務局として言っていないかどうか分かりませんが、事柄が大き過ぎてどういう書き込みあるいは対応にしたらいいのかというところがあります。

○これは形式的な整理になるかもしれないのですが、このワーキンググループは中央防災会議のもとに置かれているのです。先般の原子力規制3法の改正のときに、新たに内閣に原子力防災会議といって、平時の原子力防災について考える会議ができています。その限りにおいて言うと、これができたことには原子力防災の関係についてはその防災会議で考える。我々は分担で言えば、それ以外の防災の仕事を考えるのが中央防災会議だという形式的な整理をすれば、そういう整理だと思います。

○確におっしゃるとおりだし、いろんな諸般のこともあると思うのですが、やはり南海トラフのこのクラスになって、なおかつ東日本のことを考えれば複合災害というのは必ずどこかに書いてあるわけで、その中の一つとして過酷事象というのはあるはずで、その過酷事象に対する避難オペレーションなりを検討しておくべきだということの中に、どこまで具体例を挙げるのかということでは最低は処理をしていただきたいという気はいたします。どう考えても複合事象が単に津波とか地震とか水害だけではないはずですので。

○ありがとうございます。

かつてコンビナートの防災がそうでしたね。経済産業省がやるというので一切議論していなかったのです。所掌がというのはいいのですが、今、●●委員がおっしゃったような

過酷の問題というのは書いておかないと、その議論をやっていないのは確かですから、書き込むことは逆に言うとおかしいわけですが、指摘として関係する非常に重大なことです。それは書いておいていただきたいなと思います。

●●委員、どうぞ。

○何点かあります。

まず6ページなのですが、6ページに国内外への重大影響の回避・低減という項目があるのですが、当然南海トラフ地震だと津波は海を越えて諸外国にも影響を及ぼします。それから、今回のように時間をかけて大量の漂流物が各地にも広がって、そういったようなことを書き方は難しいのですが、事前に例えば研究者レベルとか、そういう情報なりの共有、研究をしておく必要があるということ。

もう一つ、実際に起こったときに首都中枢機能のところで随分強調されていたかと思うのですが、やはり国難としての災害に対して日本は大丈夫、頑張れるんだというような情報を早急に海外に発信をきちんとしていくことが、その後のいろんな経済的な影響を最小限にとどめることにもつながると思いますので、国としての情報発信、積極的な日本にとってプラスになるようなことを、これは政府になると思うのですが、きちんとやっていくということを加えていただくとありがたいと思います。

続けて申し上げますと、26ページのところなのですが、実際に起こったときの救助とか消火とか書いてあるのですが、南海トラフの巨大地震ですので度重なる余震とか、それに伴ってたびたび津波警報等が出ると思うのです。そういう中で災害対応に当たる方たちの二次災害防止とか、安全確保のための現場に対しての的確な情報提供。今回はほとんどそれがなされていなくて、みんな大変な危ない思いをしながら作業をされていたのですけれども、そういう緊急対応期における対応従事者の安全確保に気をつけていただくことを加えていただければと思っています。

31ページ、遺体の対応なのですが、これも非常に過酷な状況の中でたくさんの方が大変な思いをされているのですが、実は大変行数が少ないのです。前のページなんかを見るとすごくたくさん書き込んであるのですが、遺体の処理という大変重要かつ過酷、大量の業務が発生するものについて、もう少し具体的な、特に地方公共団体はと主語になっているのですが、その地方公共団体が実際にこれを見て何をすればいいかが分かるような書きぶりに、少し膨らませていただくとありがたいと思います。

例えば遺体の捜索、収容、搬送、遺体の仮安置所の設定とか、あるいは監察医。全国から歯科医師も含めて大量の医師を動員する。あるいは民間の葬儀社、ノウハウを持った人たちとの連携などなど、地方公共団体だけでは解決できないような問題があるかと思えます。それと特に遺体の処理にかかわるたくさんの方たちのケアの問題というのも、とりわけ必要なところかなと思います。

避難者対策のところなのですが、31ページとか34ページになるのですが、まず応急危険度判定の話が49ページに出てくるのですが、避難者対策のところのトップに避難所



の安全確保、応急危険度判定を優先動員してきちんとやる。安全確保をした上で福祉避難所とか避難所を提供することが必要ではないかと思います。

同時に避難所の衛生管理、防疫とか保健衛生という記述があるのですが、ある先生が以前おっしゃっていたのですけれども、先進国で地べたに避難者を直接寝かせて数カ月間避難所運営をやるというのは非常に珍しくて、アメリカなんかでもすぐ簡易パイプベッドを大量に動員して、少なくとも地べたに寝ないで済むような対策をとる。避難所生活を極力少なく短期化することと同時に、避難所生活を余儀なくされる方たちが出てくるのが予想されますので、そういう方に対して最低限の衛生確保のため、今までの延長線上の避難所運営ではないことを考える必要があるかと思います。

避難所とか帰宅困難者の安否確認情報の問い合わせ、あるいは安否確認のために大量の情報が行き交う、あるいは殺到することが考えられるのですけれども、先ほど●●委員がおっしゃったのですが、ソーシャルネットワークサービスとか、そういったIT技術を使って、そういう問い合わせ、安否確認対応を円滑にさばけるようなシステムの開発導入が必要になるかと思います。

最後ですけれども、復旧あるいは防災教育の両方にかかわってくるかと思うのですが、円滑な復旧・復興あるいは被災者の生活再建に向けては、こういう災害が起きたときに実際生活再建のプロセスがどうなっていくのかという理解がなかなか一般の方はされていないかと思います。どうしても断片的な情報しか入ってこない。あるいは断片的なところを切った防災教育なり訓練はあるのですけれども、避難所とかそれこそ罹災証明、住宅再建含めてプロセスを事前に理解しておいていただくということが、災害時の被災生活再建の混乱を軽減するために必要なのではないかと思っております。

以上です。

○ありがとうございます。

いろいろ御指摘いただいていますので、それは勘案していただきたい。

それから、今、気がついたのですけれども、これは国難という災害ですので、官邸で記者会見をやるというのはまずいのではないですか。というのは、同時通訳を入れて外国人記者クラブにも入ってもらうということをしないと、日本語だけでやっているというのは、しかも官邸はセキュリティが厳しいですから、メディアだって誰でも入れるわけではないのです。官邸の記者クラブは治外法権みたいなことを考えておるのですが、やはり官邸以外で、もう少しセキュリティを落としてもいいから直接英語で通じるようなことをやらないと、日本語だけで官邸で今までどおりやっておったら、東日本でもそうでしたけれども、ちょっとその辺は工夫していただけますか。記者会見は官邸で必ずしもやる必要はないと思うのです。だから同時通訳施設のあるところでもう少し。でも、わっと来たら困りますので、ある程度登録しておいてやるような。

○誰が会見するかということもセットで場所の問題があります。恐らく例えば総理とかがやられるなら官邸以外あり得ないと思います。

- 総理はしょっちゅうではないではないですか。
- 通常ですと官房長官ですけれども、英語でやることを前提にして、誰がどういう形、場所で行うかということとセットで、例えば応急活動要領は提言を受けてつくりますので、提言で何がしか書いていただければ、そこら辺は応急活動要領のあれでしょうから、いろいろ考えます。
- 官房長官、英会話を練習しろと。
- いや、そんなことは。
- 記者会見はとても大事です。通常の国内の災害ではないのですから。
- 恐らく今回もすぐではなかったのですけれども、外務省で何日か後に在日の大使館とかの人を集めて、いろんな説明会をおやりになっていたと思いますけれども、ちょっと時間のたった。
- それは外務省の所管ではないです。メディアは。
- そこは一応、政府を代表してやったという形にはなっているのです。
- アメリカあたりからもっと情報を出せと色々なレベルから言ってきましたので、その辺は考えていただいたらと思います。よろしゅうございますか。いっぱいあったので27日に終わるか自信がなくなってきたのですが、やればやるほど充実することは間違いありませんので、この後もまだ時間がありますから、今日事務局が初めてこれを説明していただいて、しかもハードのところは各省庁からのクレームで赤になっているところが随分ありますので、これから我々のクレームで赤くしていただくということで、ちょっと頑張っていたと思いますので、よろしく願いいたします。
- 時間もタイトになっていますので、一応これで見え消し版での素案についての御意見を拝聴したということで、ここで3分の休憩をして、委員及び事務局以外の皆様には御退室いただきたいということで時間をとりたいと思いますので、よろしく願いいたします。
- ですから、38分からやりましょう。
- 傍聴で来られた方は大変申しわけないですけれども、ここで御退室をお願いいたします。

(休 憩)

- 協力ありがとうございました。
- では、事務局、やりましょうか。

## 資料説明

- 藤山（事務局） それでは、お手元の非公開資料2-1、2-2、2-3と非公開資料3を御用意ください。
- まず非公開資料2-1をお願いします。表に施設等の被害【被害の様相】と書いていま

す。これは今までシナリオと呼んでいたものを、シナリオだどこちらが脚色したような印象を受けるという御意見があったものですから、それは御意見があればまた元に戻しますけれども、被害の様相という言葉に変えております。

1枚めくっていただきまして、これまで報告書をぽんぽんぽんと何冊か用意したのですが、全体の構成と位置づけが分かるような文書をつけております。

1 ページ目を見ていただくと被害想定趣旨についてということで、被害想定目的。

2. が被害想定性格というところで、この辺のところ以前、別の紙で御紹介しました巨大地震というものの発生頻度が、非常に低いということをここで書いております。

考えといたしまして(4)ですけれども、巨大地震・津波が発生した際には起こり得る事象を冷静に受け止め「正しく恐れる」ことが重要である。その上で行政のみならず、インフラ・ライフライン等の施設管理者、企業、地域及び個人が対応できることを見極め、備えることによって防災先進国として世界で最も地震に対するリスクマネジメントがなされ、安全の意識が高い国であることを世界に示す必要があるということをここで掲げております。

2 ページ、3. で全体の被害想定報告書の構成を書いております。施設等の被害と大きく分けて経済的な被害といふふうに分けております。

4. 防災・減災対策の基本的な考え方。これはL1、L2との関係も含めまして、先ほど●●委員から御質問のあったことをここで少し整理してありますので、読み上げさせていただきます。

今回の被害想定は、東日本大震災の貴重な教訓を踏まえ、想定外をなくすという観点から最大クラスの地震・津波が発生した場合の被害を取りまとめたものである。

今後、発生が想定される地震・津波については比較的頻度の高い地震・津波から最大クラスの地震・津波に至るまで相当の幅がある中で、行政、ライフライン・インフラ等の施設管理者、企業、地域及び個人がそれぞれ果たす役割を踏まえて、適切な目標を設定した上で防災・減災対策を着実に進めていくことが重要である。

津波による人的被害については、最大クラスの津波に対しても「何としても命を守る」ことを最優先として、住民等の避難を軸に、土地利用、津波避難施設、防災施設など、ソフト対策とハード対策のとり得る手段を組み合わせた総合的な津波対策を確立する必要がある。また、災害応急対策は危機管理の観点から最大クラスの地震・津波を想定して備える必要がある。一方、施設等や経済的な被害については、最大クラスの地震・津波に対して被害をゼロにすることを目標にすることは現実的でなく、仮に最大クラスの地震・津波が発生した場合の被害の拡大を少しでも抑えることができるよう、各々が対応できることを見極め、備えておくことが重要である。

また、地震動への対応については、最大クラスの地震によって震度6弱から震度7の強い揺れがこれまで以上に広範囲に想定されるということであり、必ずしも特別な対策が必要ということではなく、これまでの耐震対策を着実に進めることが重要であるという書き

方にしております。

時間の関係がございますので、はしょっていきますけれども、これは今まで被害のシナリオと言っていたものそのままでございます。前回ここで御説明いたしましたけれども、5ページ目以降に全国の様相ということで、ここは大きく例えば電力だと2,700万軒とかそういう数字でございますので、まず横串で全国を見ていただければと思います。

10ページ目以降が被害の大きな地域の様相ということで、数字を羅列しても分からないので、例えばライフラインのところでは非常に厳しいエリアでは電力が9割、上水道が9割という表現になっています。

15ページ目以降が各分野別のことでございます。前回まではライフラインだけでしたけれども、建物被害と人的被害もトータルとして記載する必要があるということで加えております。

24ページ、25ページをごらんください。上水道を例にとつて説明しますと、前回までに更に厳しい被害様相と、主な防災・減災対策のところはだだだだだつと書いてあったのですけれども、ある程度分類分けをいたしまして、さらに厳しい被害の様相。基本形で書いてあるのが主に東日本大震災の復旧の度合いを前提として書いたものでございますが、更に厳しい被害様相としては大きく分けて人的・物的資源の不足が想定されること。あるいはより厳しいハザードの発生。例えば震度6強等の強い余震と、それに伴う津波警報等の頻発により、沿岸部の浄水場等の復旧が遅れるというようなものをこういう分類分けをしてございます。被害拡大をもたらすその他の事象の発生。これはハザードというよりは基本形で想定していない更に長期間あるいは厳しい被害というものをある意味想定しなければいけないだろうという分類にしております。

主な防災・減災対策のほうも予防対策、応急・復旧対策、上で想定しました更に過酷な事象に特別に必要なものということで、こういう形で分類分けをして記載するように直しております。それが前回からの違いでございます。例えば同じような例でいきますと30ページ目を見ていただきますと電力につきましてですけれども、電力の更に厳しい被害の様相ということで、人的・物的資源の不足のところでは通電火災を防止するために行う各戸の配線の訪問診断に時間を要し、各戸の停電の解消が遅れるだとか、より厳しい環境下での被害発生ということでは、燃料、消耗品、資機材というものが不足して停電が長期化するようなことを書いてございます。

同じような更に厳しい様相の例では42ページ目をごらんください。ここは交通施設、道路等の被災のところでございますけれども、より厳しいハザードの発生のところでは、高速道路直下で大きな地盤変位が発生し、高速道路の高架に大変形が生じた場合には、3カ月以上通行不能となることも想定しなければいけない。あと、長周期地震動により本州と四国を結ぶ連絡橋に大変形が生じた場合には、復旧の期間に非常に長い期間を要すことをここで想定しております。

以上でございます。

これらを受けまして、数量的な被害をはじいたものが非公開資料2-2でございます。これは各地域別に8ページの赤で囲っている部分の網かけをしている部分が数量化ができるということで、これにつきまして10ページ目以降、各地域別の被災直後の量あるいは1週間後、1カ月後の量、そして全体としてまとめを一番上の囲みの中に数値等を示して書いております。

12ページ、くどいようですけれども、東日本大震災の復旧の速度というものを横目で見ますと、最終的には100%になるのはなかなか厳しいのですが、95%程度の復旧ができるにはこのくらいの時間が必要であろうというのを書いております。これを各ライフライン・インフラ別にそれぞれそれ以降のページに記載しております。

非公開資料2-3をごらんください。今、言いましたのが地域別でございますけれども、これを各都府県別にライフライン・インフラについて、被害量の想定を示させていただいております。これにつきましては左側が地震の揺れが基本ケース、右側が陸側で発生したケースという形にしてございます。それぞれ津波がどのように起こるかで違ってくるものですから、津波の四つのケースについて計算したものを示させていただいております。

10ページ目にはそれぞれの復旧曲線といいますか、被害曲線というものを示させていただいております。これらにつきまして、これを各都道府県にお示しをして、防災対策の前提として、まずアウトラインとしてお示しをしたいと思っております。

次に大きな経済被害についてですが、非公開資料3をごらんください。前回、前々回、数値で示したものがぽんと表に出てくるのだけれども、全体の中でどうなのかという御議論がございました。

1ページ目、2ページ目に経済被害を視点を置いた全体の被害の様相を総括としてまとめております。この中で(1)で広域にわたる甚大な被害の発生として、最後の行になりますが、経済的な被害の規模は阪神・淡路大震災や、東日本大震災の既往の災害をはるかに超えるものと想定される。

- (2) 我が国の製造拠点の被災に伴う全国・海外への波及拡大。
- (3) 食料等の生産拠点の被災に伴う被災地内外への波及拡大。
- (4) 人流・物流の大動脈の寸断による被害の拡大。

2ページ(5)二次的な波及の拡大のところでは、生産活動の低下や物流寸断が長期化した場合、調達先を海外に切りかえる動きが顕著となり、生産機能が国外流出する可能性がある。工場等の喪失、生産活動の低下により、経営体力の弱い企業が倒産する。また、日本企業に対する信頼が低下した場合、株価や金利、為替の変動に波及するというような表現をここに加えております。また、長期にわたる生産活動の低下や海外貿易の滞りにより、海外に奪われた需要が地震発生前の水準まで回復せず、我が国の国際競争力の不可逆的な低下を招く可能性がある。

これらによる雇用環境の悪化や失業者の増加により、雇用者の所得が低下し、購買意欲を減退させるなど、景気停滞への負のスパイラルに陥る可能性も想定されるというような

二次的被害について、ここで記載させていただいております。

(7)はある程度時間がたった後の話でありますけれども、損壊した公共施設等の復旧、住宅や企業の再建、地域の復興のための復興投融资が実施され、インフラ、建設関連を就寝に生産誘発効果が生じ、経済が活性化することが想定される。時系列でいきますと、このような経済にかかわる影響が出てくるというものも書かせていただいております。

それらを細かく更に様相を時系列別、分野別に分けたものを3～7ページに記載させていただいております。これにつきましては例えば全国の波及でいきますと3ページ目、電力需要の抑制等による影響を事例にいきますと、数週間後、数カ月後のところですが、電力需要の抑制による営業時間の制限、電力使用の自粛等により生産額が減少というようなこと。企業の中核機能の低下では、企業の判断・指揮命令機能やデータセンター機能が停止し、企業活動が停止したり効率性が低下するようなこと。

4ページ目にいきますと、例えばサプライチェーンの寸断による生産性の減少あるいは東西間交通寸断に伴う機会損失等をここで書いております。あるいは消費マインド・サービス産業の低迷のところでは、買い控え等の自粛行動が生じ、商業・観光サービス業の売上げが低下するようなことをここで書いております。

また、特定商品の価格の高騰については、オンリーワン企業の被災による供給力の低下、特定商品の価格が高騰するようなことをここに書いております。

5ページ、6ページは例えば被災地における被害の様相では数カ月から数年ということで、企業の撤退・倒産につきましては、工場等の喪失により経営体力の弱い中小・零細企業が倒産するようなことがここで書いております。

6ページ目、上を見ていただきますと国際競争力・地位の低下では名古屋港等が機能を停止し、国際港として地位が低下する。あるいは全国の波及のところでは、資金調達の困難化のところですが、株価等の資産価格の下落等が生じた場合、資金調達コストが増大すること等により、企業の財務状況の悪化や倒産等が増加する。

国際的信頼の低下の項目でございますが、海外の顧客への商品供給が長期停止し、日本企業に対する信頼が低下した場合、顧客離れが進行する。あるいは日本の安全性への信頼が低下した場合、海外からの観光目的や商業目的の来訪者が減少するようなことを書いております。

7ページ目の一番下を見ていただきますと、全国への波及のここは公共部門ですが、国家財政状況の悪化のところでは、復旧・復興に要する財政出動により、財務状態への影響が生じるということ。国際的信頼の低下のところでは、海外からの信頼が低下した場合、海外からの資金調達コストの増大等の影響が生じるというようなことをここで書いております。

それらを全て説明した後で、8ページ目に経済的な被害はIで記述したように、建物・資産の被災・喪失、観光・商業吸収力の低下、企業の撤退・倒産等の被災地における被害・サプライチェーンの寸断による生産額の減少、特定商品の価格高騰、国際的信頼の低下等

の全国への影響等、様々な事象が想定されるけれども、今回の被害想定においてはこれら全てを定量化することは困難であるということで、このため、様々な被害のうち①資産等の被害、②生産・サービス低下による影響、③交通寸断による影響について推計をしたというような、全体の中でこういう部分ですよという説明をさせていただきました。

それらにつきましては一つの時系列の表でまとめましたものを10ページ目に書いておまして、この赤字の部分が数量化したものですよという説明でございます。

くどいようではございますが、11ページ目に○でお示したものが今回数量化したものを書いてございます。

結果といたしましては、前回御説明したものと多少数字は変わっておりますけれども、大枠は前回御説明した数字と変わっておりません。資産等の被害として169.5兆円。経済の影響ということで、生産・サービス低下に起因するものが陸側ケースで44.7兆円という数字が出ております。

その細分化したものが15～17ページに書いてございます。

防災・減災対策の効果ということで、建物の被害、火災対策をほぼ究極まで進めた場合でございますけれども、例えば耐震化率を100%まで進めた場合という試算をさせていただきますが、陸側ケースで見ますと169.5兆円が80.4兆円まで減ることになるであろうということ。それと、生産・サービスの低下ということでは19ページ目の上を見ていただきますと、生産・サービスの低下による影響は資産の損失、人的被害によるもののみでなく、サプライチェーンの寸断、都市部の経済中枢機能の低下、インフラ・ライフラインの復旧スピードによって異なってくる。ただし、ここでは資産の喪失と人的被害の軽減によるものの低下の効果のみを試算して、陸側ケースではおおむね3割程度の軽減ができるという試算結果をここで述べております。

経済的な被害を減ずるためには、被災する量そのものを減ずるということ。災害の影響を極力小さくすること。できるだけ早い復旧・復興を図る必要があるということで、主な対策として20ページ、21ページにその項目を掲げさせていただいておりますので、これらについてこれから具体化をして進めていく必要があるということで、これらを具体化したものが先ほどの最終的な報告書に細かく書いてあるという構図になっております。

長くなりましたけれども、以上です。

○河田主査 ありがとうございます。

前回、数値的にはお示しいただいたものとほとんど変わっていないということです。今日はこのワーキングにおける議論を踏まえて作成していただいているものと考えていますので、南海トラフ巨大地震の被害想定第二次報告については、本日の資料を基本として3月18日に公表する予定です。

今日は特に公表の際の留意点等について御議論いただければと思います。よろしく願いいたします。いかがでございましょうか。経済的な被害が出てきておまして、これを18日に公表するというスケジュールが動いておりますが、いかがでございましょう

か。

## 審 議

○確認です。6 ページに名古屋港等が機能を停止しという、港湾の話が出てまいります。空港についてはどこかにあるのでしょうか。

○空港については非公開資料 2-1 の51ページになります。こここのところで震度 6 強以上の強い揺れにより中部国際空港云々と書いてございますが、この後ずっと読んでいきますと、震度 5 強以上の揺れにより静岡空港、松本空港、名古屋飛行場等々書いてございます。

主に揺れに対しては大丈夫なのですけれども、一部液状化の心配があるところもございますが、津波によって高知空港、宮崎空港については時間が数日必要ですけれども、今の想定では中部国際空港、関西国際空港については、点検をすれば比較的早い段階でオペレーションの再開ができるだろうと見ております。

○そのほかいかがでございますか。

○公開の仕方というところで、きっとこれは詳細に説明をされるのかなと思うところなのですが、何となく恐れているのは金額を書いたところだけのページが流布されていて、ほかのページは忘れ去られてしまうのではないかという気がしていて、何か 1 枚物みたいなものをおつくりになるのだったら、それを教えていただければと思います。

○もちろんこの資料も公表しますけれども、我々記者発表するときには概要版をつくろうと思っていて、そこら辺のときには数字だけではなくて、定性的なことをバランスをとった資料をつくってやろうと。これまでの 2 回の経験から、決して数値だけが独り歩きをしないようにバランスをとってやろうとは思っています。

○ありがとうございます。きっとそうなのだろうなと思ったのですが、そのときにも今回は微に入り細に入り、ここは定量的ではないんですよというのを書いていただいたことと、今の経済の状況等をかんがみてお金に換算するとというところは、すごく重要なポイントで言っていただけだと思うのですけれども、それをぜひということです。

それから、文系としてはとても気になる様相という言葉なのですが、一応シナリオと言うと **predicted sequence of events** ということ、いわゆる **predict** なので予想して、**sequence** なのでつながっているイベントという意味なので、要はシナリオは被害想定のことなのです。ただ、様相と言うと **aspect** か **condition** になってしまって、これは **viewed by inter application** という説明がついて言っているだけなので、そういう意味では本当の文法的に、意味的に言うと「想定される被害の様相」というのが正しくて、先ほどの時系列の図がございましたね。あれは **sequence** というものは入っていないので、本当言うと「経済的被害の時系列的様相」とか「様相の変化」と入れないと文法的にはおかしいことになってきますが、くどいので様相でもいいかと思うのですけれども、どこかでシナリオと様相で誤解が生じて、英語で誤解が生じてはいけないので、こういう言葉に変えたってやらない



と、都道府県とかはシナリオを使っておられるので、そこだけ少し解説を入れたらいかがでしょうか。誰がシナリオはだめとおっしゃったんでしょうねというのを、ちょっと野次馬的には気になるところです。

○●●委員、どうぞ。

○公表における留意点ということで少しだけ意見を述べさせていただきますが、前々回にも少し申し上げましたが、公表における国民の反応が非常に怖いと思っています。

大臣がいらっしゃって、ちゃんと対策も含めての公表を留意していくということで前々回はおっしゃっていただいています。被害想定だけが歩いてしまう、また、対策だけがこうなってくるのではなくて、防災・減災対策の効果をこれから試算をしていって、皆さんこの被害想定を踏まえ、対策を具体化していって、それが被害額の減少があるから安心を届けるということが主なことではないかと思うので、ここにあるのが18ページにありますのが防災・減災対策の効果の試算というのが、これが一番主なことだと認識しています。

焼津でも、これから津波防災地域づくり法に基づいての津波防災のまちづくり協議会をつくる中で、防災津波対策を具体的に計画を総合的に進めていって、どれだけ効果があるかを、被害がこれだけ少なくなるというふうに進めていきたいのですけれども、その前に前段で3月18日にこれだけ、静岡県も特に亡くなる方が多いということで、もう静岡県には行かないという方も出てきてしまうような感じがして、特に焼津市の人口減少が5,700人から人口の1割ほどがほかに向かって動いているという現状もあります。またここで被害想定が出て、危ないということ言うのではなくて、国と県と連動してしっかり対策を練っていくのだから、海岸部でも大丈夫だよ、これだけ減災したじゃないかということ、しっかり公表の中で被害額の減少が効果の中の試算であるので、皆さんと一緒にやってくんだということの公表にぜひしていただきたいし、逆に言うと、その後こういう対策をして、例えば港に水門があったらこれだけ被害額が少なくなって、浸水域がこうなるから大丈夫だということ国に財政的な支援もいただいて、もう一度、後で1年後、2年後で検証する中で被害額が減少した、安心だということを段階別に言っていただきたいなということも含めてお願いをしたいと思います。

それと雑談で、先ほど言えなかったのですけれども、GPSの波浪計もありますが、一体となった防災情報の共有化ということがうたわれておりましたが、一体となったと言う割には国のほうはGPS波浪計でも地方には負担はさせるけれども、その波浪計に関しての情報というのは気象庁に行くだけで、二番煎じで町に来るのです。そういう体制もこれを機会にしっかり、また負担の軽減ももちろんですが、情報をJ-ALERTと同じように直接来るとか、またぜひ検討していただいて、共有化を強固なものにしていただきたいと思いますという要望も含めてお願いしたいと思います。

○気象庁から幹部が来ておりますので、善処してくれると思います。

よろしゅうございますか。今、●●委員がおっしゃったとおりで、いたずらに不安をかき上げるだけではまずいと思っています。その点は過去2回の御経験を持っておられます

ので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

大変大きな数字が出ておりますけれども、まだ記者会見まではオープンにしないということでございますので、その点よろしくお願ひしたいと思ひています。

南海トラフ巨大地震の被害想定第二次報告については、事務的な文言の整理等を行うものの、基本的には本日の資料を公表することとしたいと思ひますけれども、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○ありがとうございます。

なお、第二次報告は3月18日の記者会見で公表する予定であります。それまでは公表しませんので、公表日までの情報の取り扱いにはくれぐれも御注意いただきたい。特に数字だけ独り歩きするということは大変困りますので、その点よろしくお願ひいたします。

それでは、これにて本日の議事を終了いたします。事務局から御連絡いただけますか。

## **西村副大臣挨拶**

○藤山（事務局） 会合の終了に当たりまして、西村副大臣から一言御挨拶をさせていただきます。

○西村副大臣 内閣府副大臣の西村康稔でございます。お忙しいところ委員の皆様方には活発な御議論をいただきましてありがとうございます。

きょうは予算委員会をやっておりまして、大臣も出席しておりまして、私も公務のため遅くなりましたことをお許しいただければと思ひます。

昨日は東日本大震災から2年たったということでありまして、追悼式典が行われたところでございます。改めて亡くなられた方々、遺族の方々に心からの追悼の意を我々としてもあらわしたところでございますけれども、改めて大震災、今回の南海トラフの検討に当たりまして、できるだけ今のお話のとおり物すごい規模の数字が出ていきますので、やたらと不安をあおるだけのことにならないように、公表の仕方等はしっかりやりたいと思ひます。

対策を講じるという次のところが大事でありますので、ぜひそのあたりを注意しなから公表に向けて最後の詰めを行いたいと思ひます。

私の地元は淡路島でありまして、阪神・淡路から20年近くたつのですけれども、1回失われた例えば神戸の港の話なんかも、一たん荷物が釜山に行ってしまったら戻ってこなくて、世界で40番目か50番目まで下がってしまったわけでありまして、もちろん産業構造の変化とか時代の変化はありますけれども、1回失われたものを取り戻すことは大変難しいことでもありますので、できる限り防災・減災、失わないように今もお話ありました、仮に瞬間的に失っても、それをすぐ復帰できるような対策をぜひ講じていきたいと思ひますので、大変な作業になると思ひますが、引き続き先生方にはまたこの機会を通じて御意

見をいただきたいと思ひますし、差し当たっては18日の公表に向けて大臣と河田主査のもとで公表いただきますが、最後の詰めをしっかりと行って、いい形での公表になるようにやっていきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。本日はありがとうございました。

## **閉 会**

○藤山（事務局） どうもありがとうございました。

今日は全ての資料をお持ち帰りいただけます。これまでどうも申しわけありませんでした。ただ、量が多いものですから、資料の送付を希望される方は封筒にお名前を記入していただければ、こちらで送付させていただきます。

なお、次回の会合は3月27日の午前中を予定しております。またどうぞよろしくお願ひいたします。

これをもちまして今日の会合を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —